

# 定期巡回・随時対応サービスの創設

- 重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（平成24年4月）。

- 地域密着型サービスの一類型として創設
- 対象者は要介護者のみ（介護予防サービスは規定していない）
- 身体介護サービスを中心とした一日複数回サービス  
（看護や生活援助サービスについても一体的に提供）

利用者からの通報により、  
電話やICT機器等による対応・訪  
問などの随時対応を行う

随時対応

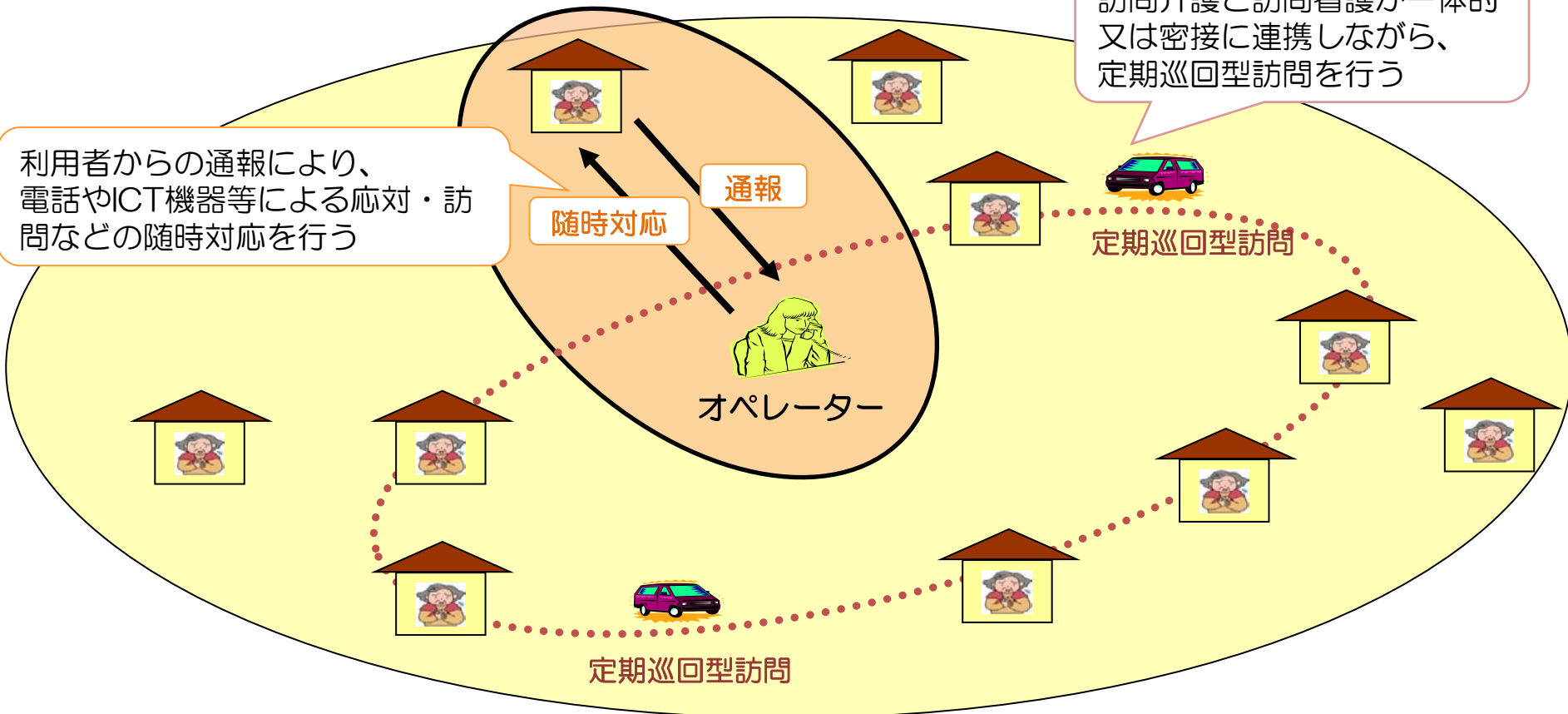
通報

オペレーター

訪問介護と訪問看護が一体的  
又は密接に連携しながら、  
定期巡回型訪問を行う

定期巡回型訪問

定期巡回型訪問



# 定期巡回・随時対応サービスの定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
  - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
  - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
    - ⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
- いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。

## 新介護保険法（平成24年4月1日施行分）

### 第8条

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。
- 二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

### 一体型事業所（イメージ）

#### 定期巡回・随時対応事業所

介護職員  
入浴、排せつその他の  
日常生活上の世話

看護職員  
療養上の世話  
診療の補助

介護・看護の一体的提供

### 連携型事業所（イメージ）

#### 定期巡回・随時対応事業所

介護職員  
入浴、排せつその他の  
日常生活上の世話



#### 訪問看護事業所

看護職員  
療養上の世話  
診療の補助

介護・看護の一体的提供

# 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（基本単位）

	一体型事業所	
	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	9,270単位	6,670単位
要介護2	13,920単位	11,120単位
要介護3	20,720単位	17,800単位
要介護4	25,310単位	22,250単位
要介護5	30,450単位	26,700単位

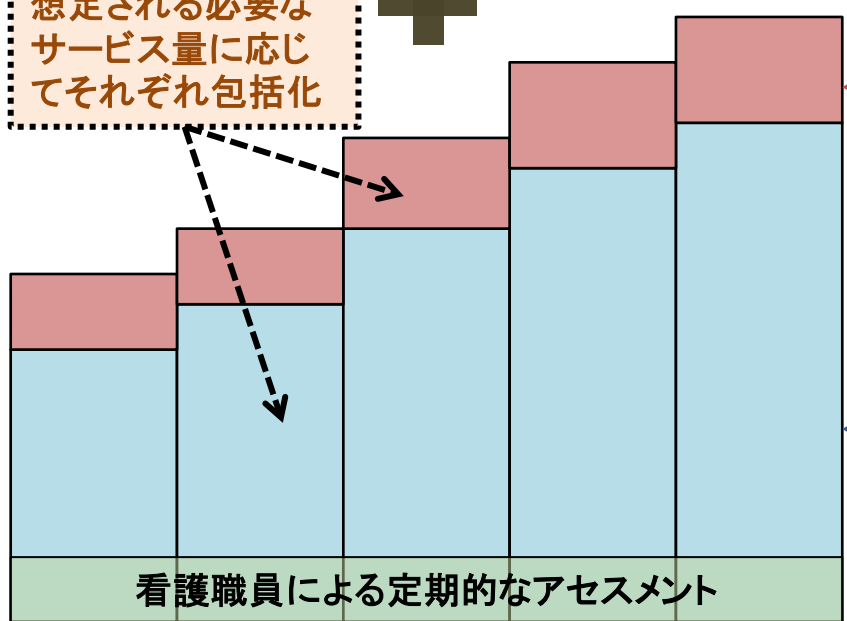
連携型事業所
介護分を評価
6,670単位
11,120単位
17,800単位
22,250単位
26,700単位

連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費（連携先で算定）

+	2,920単位
	3,720単位

加算

想定される必要なサービス量に応じてそれぞれ包括化



サービス内容や事業所の体制に応じて算定される部分

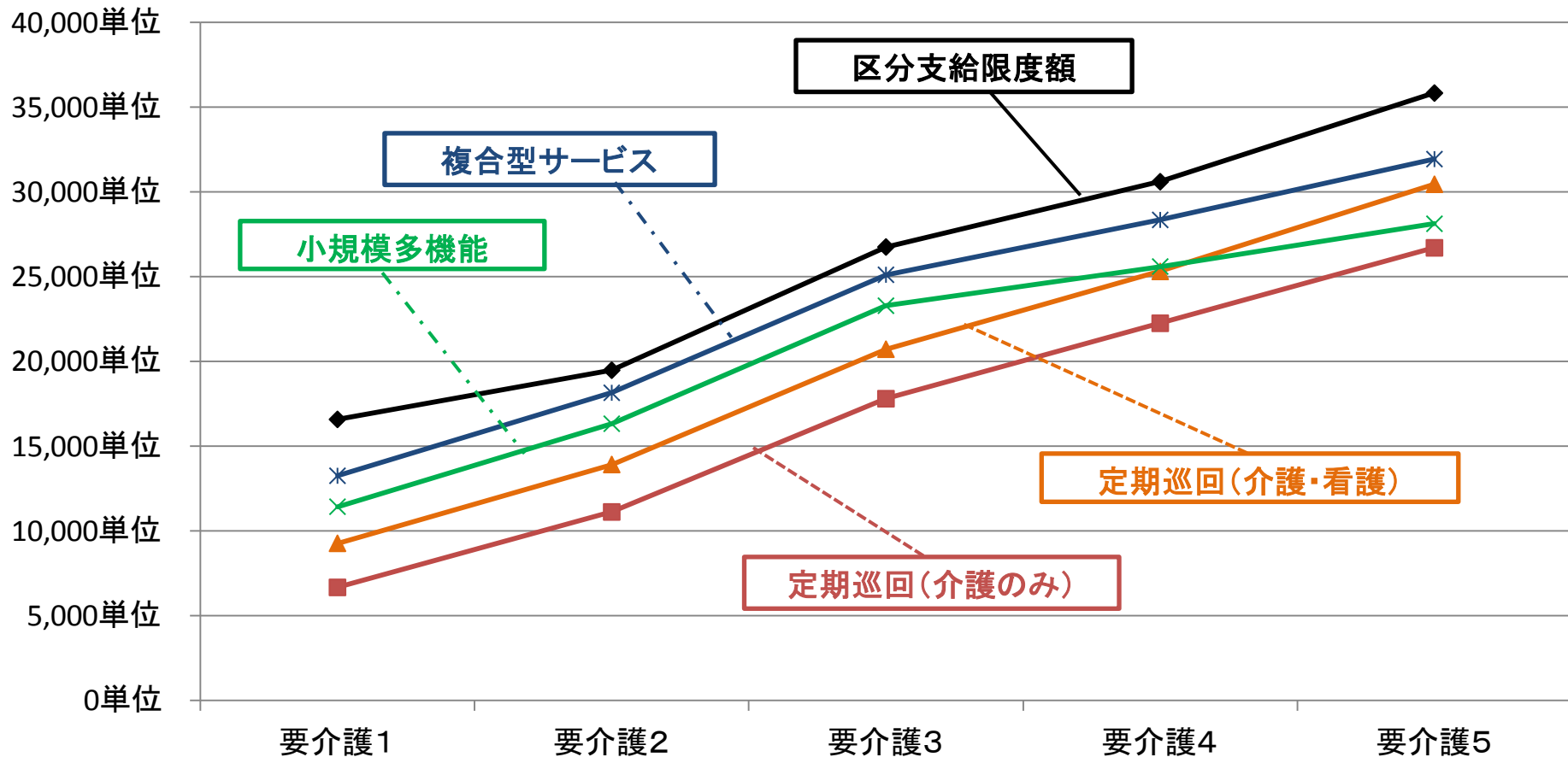
医師の指示に基づく看護を受ける者に算定される部分  
 ○ 看護職員による療養上の世話又は診療の補助  
 ※ 訪問看護を利用しない者・医療保険適用者は算定しない。

要介護度に応じてすべての者に算定される部分

- 定期巡回サービス
- 随時の対応サービス
- ※ オペレーション及び随時の訪問
- 看護職員による定期的なアセスメント
- ※ 連携型事業所の場合、連携先の訪問看護事業所に委託するときは、契約に基づく委託料として支払い

要介護1    要介護2    要介護3    要介護4    要介護5

# 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（基本単位の比較）



	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
区分支給限度額	16,580単位	19,480単位	26,750単位	30,600単位	35,830単位
定期巡回(介護のみ)	6,670単位	11,120単位	17,800単位	22,250単位	26,700単位
定期巡回(介護・看護)	9,270単位	13,920単位	20,720単位	25,310単位	30,450単位
小規模多機能型居宅介護	11,430単位	16,325単位	23,286単位	25,597単位	28,120単位
複合型サービス	13,255単位	18,150単位	25,111単位	28,347単位	31,934単位

# 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（加算）

加算名等	単位数	備考(算定要件等)
特別地域加算	所定単位数×15%	離島、山間へき地に所在する事業所に加算
中山間地域小規模事業所加算	所定単位数×10%	中山間地域等に所在する事業所に加算
中山間地域等に居住する者にサービス提供する場合の加算	所定単位数×5%	通常の事業の実施地域を越えて中山間地域にサービス提供する場合に加算
緊急時訪問看護加算 【一体型事業所のみ】	290単位/月	緊急時の訪問看護サービスを提供する事業所に加算
特別管理加算 【一体型事業所のみ】	(Ⅰ) 500単位/月 (Ⅱ) 250単位/月	訪問看護サービスにつき、特別な管理を必要とする者について加算(例:気管カニューレを使用している場合500単位を加算)
ターミナルケア加算 【一体型事業所のみ】	2,000単位/死亡月	死亡日及び死亡日前14日以内に2回(医療保険利用時は1回)以上ターミナルケアを実施した場合に加算
初期加算	30単位/日	利用開始日以降30日間に限り加算
退院時共同指導加算 【一体型事業所のみ】	600単位/回	退院後に円滑に訪問看護サービスが提供されるよう、入院時に看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 500単位/月 (Ⅱ) 350単位/月 (Ⅲ) 350単位/月	(Ⅰ) 介護福祉士の割合が30%以上 等 (Ⅱ) 常勤の職員の割合が60%以上 (Ⅲ) 勤続年数3年以上の職員の割合が30%以上
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位数×4.0% (Ⅱ・Ⅲ) Iの90%・80%	介護職員の賃金改善に取り組む事業所に加算
市町村独自報酬	500単位を上限	市町村が定める要件を満たす場合に加算

(※)   については、区分支給限度基準額の算定対象外

# 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬（他サービスの利用）

## 1. 併用できないサービス

次のサービスについては、サービス内容が重複することから、定期巡回・随時対応サービス利用時は算定しない。

- 訪問介護（通院等乗降介助を除く。）
- 訪問看護（連携型利用時を除く。）
- 夜間対応型訪問介護

## 2. 通所系サービス、短期入所系サービス利用時の日割り計算

区分支給限度額の範囲内で、柔軟に通所・短期入所ニーズに対応するため、次のとおり日割り計算を行う。

- 通所系サービス利用時には、**1日分の単価の3分の2(66%)相当額**を日割り減算する。
- 短期入所系サービス時には、**短期入所系サービスの利用日数に応じた**日割り計算を行う。

## 3. 医療保険の訪問看護利用時

- 当該期間については、介護のみ利用者の単位数を算定する。

### (計算例1) 通所介護利用時

- 要介護3の介護・看護利用者
- 月8回通所介護を利用

20,720単位 - (450単位 × 8回) = **17,120単位**  
(利用者負担全体としては、これに通所介護費が追加)

#### (通所系サービス利用時の1日当たり減算額)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	▲201単位	▲145単位
要介護2	▲302単位	▲242単位
要介護3	▲450単位	▲386単位
要介護4	▲550単位	▲483単位
要介護5	▲661単位	▲580単位

### (計算例2) 短期入所生活介護利用時

- 要介護3の介護・看護利用者
- 平成24年4月に8日短期入所生活介護を利用

682単位 × (30日 - 7日(※)) = **15,686単位**  
(利用者負担全体としては、これに短期入所生活介護費が追加)

※ 退所日については減算の対象としない

#### (短期入所利用時の1日当たり日割り単価)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護1	305単位	219単位
要介護2	458単位	366単位
要介護3	682単位	586単位
要介護4	833単位	732単位
要介護5	1,002単位	878単位

# 定期巡回・随時対応サービスの人員・設備基準

職種		資格等	必要な員数等
訪問介護員等	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	介護福祉士、 実務者研修修了者 介護職員基礎研修、 訪問介護員1級、 訪問介護員2級	・ 交通事情、訪問頻度等を勘案し適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等		・ 常時、専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員が1以上確保されるための必要数（利用者の処遇に支障がない場合、定期巡回サービスに従事することができる。） ・ 夜間・深夜・早朝の時間帯についてはオペレーターが随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務可能。
看護職員	うち1名以上は、 常勤の保健師又は 看護師とする	保健師 看護師、准看護師 PT、OT、ST	・ 2.5以上（併設訪問看護事業所と合算可能） ・ 常時オンコール体制を確保
オペレーター		看護師、介護福祉士等(※) のうち、常勤の者1人以上 ＋ 3年以上訪問介護のサービス提供責任者として従事した者	・ 利用者の処遇に支障がない範囲で、当該事業所の他職種及び他の事業所・施設等（特養・老健等の夜勤職員、訪問介護のサービス提供責任者、夜間対応型訪問介護のオペレーター）との兼務可能
上記の従業者のうち、1人以上を 計画作成責任者とする。		看護師、介護福祉士等(※) のうち、1人以上	
管理者			・ 常勤・専従の者（当該事業所の職務や併設事業所の管理者等との兼務を認める。）

(※)・・・看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、介護支援専門員

(注) □ ……介護・看護一体型にのみ配置が必要となる職種(介護・看護連携型の場合は連携先の訪問看護事業所に配置される)

※1 訪問介護員等については、利用者の処遇に支障がない範囲で、他の施設等の夜勤職員(加配されている者に限る)との兼務可能

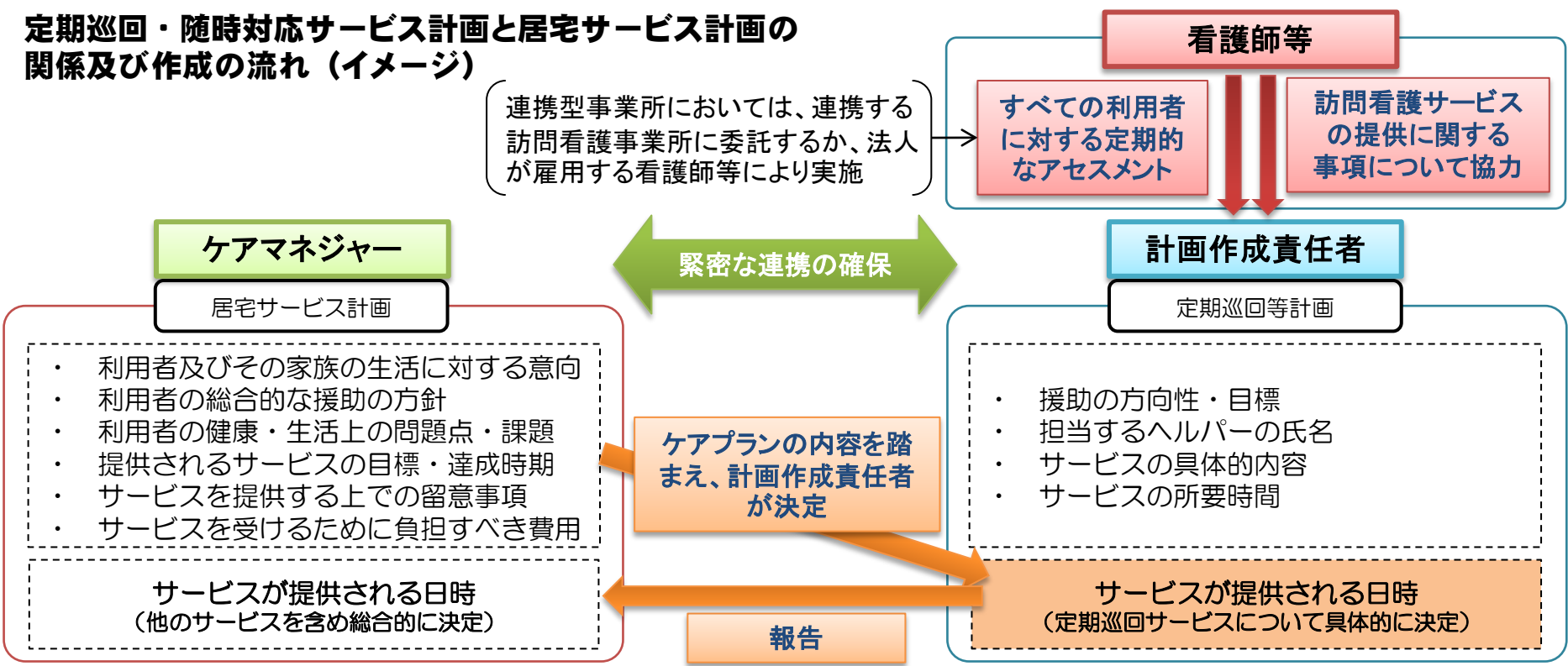
※2 「オペレーションセンター」の設置は設備基準としては求めず、地域を巡回しながら適切に随時のコールに対応する形態も可能

※3 利用者がコールを行う、オペレーターがコールを受ける際の機器は、一般に流通している通信機器等の活用が可能

# 定期巡回・随時対応サービスの運営基準（サービス計画）

- 定期巡回・随時対応サービスにおいては、移動効率向上の必要性も踏まえつつ、
  - ・ 一日複数回の訪問により利用者の日々の心身の状況の把握が可能であること
  - ・ 把握した利用者の心身の状況に応じて柔軟にサービスを変更することが必要であることから、ケアプランに位置付けられたサービス提供日時にかかわらず、計画作成責任者がケアプランの内容や利用者の状況を踏まえ、サービス提供日時を決定することを可能とする。
- この場合、当該計画については、適宜、ケアマネジャーに報告することとする。
- なお、すべての利用者に係る計画について、看護職員の定期的なアセスメントを踏まえ作成することとし、訪問看護サービス利用者に係る計画の作成に当たっては、常勤の保健師又は看護師から必要な協力を得るものとする。

## 定期巡回・随時対応サービス計画と居宅サービス計画の関係及び作成の流れ（イメージ）





# 定期巡回・随時対応サービスの運営基準（地域との連携）

- 地域包括ケアの推進を図る観点からの介護・医療の連携を強化する必要性や、包括払い方式とした場合の事業者のサービスの過少供給対策も含めた地域への情報公開等を適切に行う観点から、次の対応を行う。

## 1 介護・医療連携推進会議の定期的な開催

介護・医療連携推進会議（医療関係者を含めた地域の関係者等（利用者、利用者の家族、地域の医療関係者、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等）による会議）において、おおむね3ヶ月に1回以上、運営状況等について協議・報告・評価することを義務づける。

※ 地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護を除く。）において「運営推進会議」として開催を義務づけているものに相当。

## 2 サービスの自己評価・外部評価の内容について公表を義務付け

## 3 介護相談員制度等の活用

- サービス付き高齢者向け住宅等の集合住宅における囲い込み防止の観点から、こうした集合住宅に居住する者に対してサービス提供を行う場合、地域への展開に努めることとする。

### サービス付き高齢者住宅を拠点とした地域包括ケアの推進（イメージ）

住宅に居住する者のみならず、地域に居住する者も含め、住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける



サービス付き高齢者向け住宅

定期巡回・随時対応型サービス事業所  
（周辺の地域へも展開）

サービス付き高齢者向け住宅や定期巡回・随時対応サービスの実施状況について、適切に実態把握を行い、必要に応じて適宜見直しを行う

※ 訪問介護等の「同一建物に対する減算」については、定期巡回・随時対応サービスには適用しない

# 定期巡回・随時対応サービスの運営基準（他事業所との連携）




## 【事業の一部委託、夜間・深夜・早朝における随時の対応の集約化】

- 地域の実情に応じて、既存の地域資源・地域の人材を活用しながら、定期巡回・随時対応型サービスの実施を可能とする観点から、次による事業所間連携を可能とする。
  - ① 地域の訪問介護事業所又は夜間対応型訪問介護事業所に対し、定期巡回・随時対応サービス（訪問看護サービスを除く。）の事業を「一部委託」すること
  - ② 複数の定期巡回・随時対応サービス事業所間で、夜間・深夜・早朝における随時の対応サービスを「集約化」すること
- ①の「一部委託」及び②の「集約化」については、いずれも事業所間の契約に基づき行うこととし、その具体的な範囲については、市町村長が定める範囲内で行うこととする。

## 【連携型事業所と訪問看護事業所との連携】

- 連携型事業所については、利用者に対する訪問看護を提供する訪問看護事業所と連携し、連携する訪問看護事業所との契約により、以下の事項について必要な協力を得る。

- ① 利用者に対するアセスメント
- ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- ③ 介護・医療連携推進会議への参加
- ④ その他必要な指導及び助言

-  訪問介護員による介護サービス
-  定期的なアセスメント訪問（連携型事業所の法人の看護師でも可。情報提供は必要。）
-  医師の指示に基づく訪問看護（訪問看護費）

